

この『P.T.A.のてびき』は、会員ひとりひとりにこの会の活動を理解していただき、また、参加していただけるようにと作成いたしました。“てびき”として活用していただけることを願っています。

1.P.T.A.総会および委員会について

<1> 総会

定期総会は年 2 回開かれ、次のことを審議し議決します。

- ① 期首総会（4 月または 5 月）
 - (ア)前年度の決算報告および会計監査報告
 - (イ)新年度の予算案審議および活動計画案
 - (ウ)新年度の運営委員紹介
 - (エ)その他
- ② 期末総会（2 月または 3 月）
 - (ア)本年度の活動報告
 - (イ)次年度の役員および会計監査委員承認の件
 - (ウ)その他

総会は会員の皆様の意思を確認する大切な会です！

各議案について、表決を取ります。

総会に出席できない方も、予め配布する「表決書」で「賛成」「反対」の意思表示をしていただくことができます。また、ほかの会員や会長に委任することもできます。

<2> 運営委員会

総会に次ぐ議決機関として、次のことを話し合います。

各委員は、届け出制により運営委員会に出席することができます。

- ① 活動計画案および予算案など総会に提出する議案の審議
- ② P.T.A.行事の企画・運営（アルミ缶回収等）
- ③ P.T.A.活動についての諸問題
- ④ 運動会等の学校行事への参加・協力

◎会員の皆さまの声を反映させていきたいと思います。何かありましたら、各学級委員長を通してご連絡ください。

◎運営委員会で話し合われた内容については、『運営委員会だより』をご覧ください。

<3> 役員会

以下の役割を担います。

- ① 推薦委員会より推薦され、総会でそれぞれの職務を委任されます。
- ② P.T.A.の中心となって、会の活動・運営にたずさわります。
- ③ P.T.A.を代表して、対外的活動に参加します。
- ④ 会長が必要に応じて招集し開催します。

<4> 委員総会

全クラスの委員が集まり、顔あわせや説明を受けます。

学級委員長は役員から年度始めにあたっての説明を受けます。

<5> 会計監査委員会

- ・ 会計監査委員は推薦委員会より推薦され、総会で職務を委任されます。
- ・ 本会の会計を監査し、会計監査報告書を作成します。
- ・ 総会において会計監査報告をおこないます。
- ・ P.T.A.行事および学校行事への参加・協力をします。

<6> 推薦委員会

- ・ 推薦委員は4月に選出され、期末総会后解散します。
- ・ 推薦書・立候補書を作成し、印刷・配布します。
- ・ 推薦書にもとづき、役員および会計監査委員の候補者を総会に推薦します。

<7> 各委員会

① 学年委員会

学年全クラスの学級委員（学級・教養・広報・行事）で構成され、学年全体の行事、学年通信について話し合い、活動します。

② 学級委員長会

各クラス学級委員長により、学年ごとに構成されます。学年通信の企画・発行、各クラスより出された意見を取りまとめ、副会長を通じて運営委員会に報告します。

③ 学級委員会

(ア)クラスの学級委員（※）と担任で構成され、学級委員長を中心にクラス内の行事、学級通信について話し合うなど、学級 P.T.A.の活動をします。

(イ)P.T.A.行事に参加・協力します。

※学級委員のメンバーは以下のとおりです。

- ・ 学級委員長
- ・ 教養委員
- ・ 広報委員
- ・ 行事委員

④ 教養委員会

保護者同士の学びの場として、講演会、研修会、見学会、親子教室などを企画・運営します。

会員の教養を高め、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

その年度に集まった人数で「何ができるか」「何をするか」等方針を決めていきます。

⑤ 広報委員会

P.T.A.広報誌『光和だより』等を企画・編集・発行します。

P.T.A.活動に関する関心事を取りあげています。

その年度に集まった人数で、どのようなかたちで、どのような情報を発信するか等方針を決めていきます。

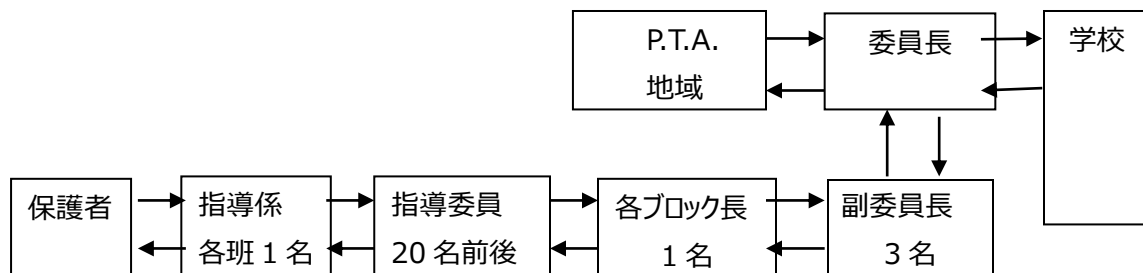
⑥ 行事委員会

学校行事や他団体主催行事（盆踊り等）の支援を行います。

⑦ 校外指導委員会

通学路の安全を確保するなど、集団登校等を補助・指導します。委員長は委員会で決まった事柄などを運営委員会に報告します。

※委員長は青少年育成地区委員を兼務します。



※校外指導委員・指導係…集団登校・登校指導日・育成行事・児童館行事に参加、協力します。

2. 役員の役割

<1> 会長

この会を代表し、会全体をまとめます。

① 校内活動

(ア)総会・役員会・運営委員会の代表となり、会をまとめます。

(イ)各委員会に出席します。

(ウ)P.T.A.行事および学校行事に出席します。(入学式・卒業式・運動会等)

(エ)推薦委員会活動に参加・協力します。

② 対外活動

(ア)練馬区青少年育成地区委員を兼務し、各行事に参加します。

(盆踊り・夏休みラジオ体操・地区祭・ファミリージョギング大会等)

(イ)学校開放運営委員会に出席および協力します。(学校応援団まつり等)

(ウ)練馬区小学校 P.T.A. 連合協議会に参加します。

(エ)近隣小・中学校の入学式・卒業式・運動会に出席します。

(オ)光和小学校避難拠点運営連絡会に参加します。

<2> 副会長

会長を補佐し、会長に支障がある時は会長の仕事を代行します。

① 校内活動

(ア)会長を補佐し、行事等が円滑におこなわれるよう努めます。

(イ)総会・委員総会・運営委員会・歓送迎会において、司会・進行を務めます。

(ウ)推薦委員会活動に参加・協力します。

② 対外活動

(ア)練馬区青少年育成地区委員を兼務し、各行事に参加します。

(盆踊り・夏休みラジオ体操・地区祭・ファミリージョギング大会等)

(イ)学校開放運営委員会に出席および協力します。(学校応援団まつり等)

(ウ)練馬区小学校 P.T.A. 連合協議会に参加します。

(エ)光和小学校避難拠点運営連絡会に参加します。

③ 各委員会の総括

学級委員長会、広報委員会、教養委員会、行事委員会の集会の長となり、総括します。各委員会で決まった事柄などを運営委員会で報告します。

<3> 書記

総会および運営委員会の議事を記録し、P.T.A.活動に必要な書類などを作成します。

① 議事の記録(総会・委員総会・役員会・運営委員会)

② 会議資料の準備(依頼された資料の印刷・配布)

③ 『お知らせ』等の印刷・配布

- ・ 招集通知(総会・委員総会・運営委員会)
- ・ 運営委員会だより
- ・ 委員名簿の作成
- ・ P.T.A.行事のお知らせ

④ パソコン・プリンター・印刷機・コピー機の管理

⑤ 推薦委員会活動に参加・協力します。

<4> 会計

この会の金銭の収支と記録、およびこの会の財産を管理します。

なお、総会で収支決算を説明します。

① 主な作成書類

予算(案)・決算報告(案)

各種決算書(歓送迎会・光和まつり等)

② 本会の財産の管理

- ・ 運営費・活動費の出納帳等
 - ・ P.T.A.会費
 - ・ アルミ缶積立金
 - ・ 周年行事積立金（アルミ缶報奨金を含む）
- ③ アルミ缶リサイクル活動の統括
- ④ 推薦委員会活動に参加・協力します。

3.学級委員長の役割

学年・学級会員保護者の交流（茶話会等）や意見要望のとりまとめ、学校との連絡窓口等の役割を担います。

詳細は学級委員長の手引きをご確認ください

- ① クラスごとに茶話会（懇親会）を開催します。
- ② 学級委員長会・学級委員会・学年委員会を開催します。
- ③ 学級通信・学年通信を発行します。
- ④ 給食試食会を開催します。（例年 1 年生のみ）

4.P.T.A.サークルについて

会員の親睦を図るために、バドミントン・父親ソフトボール・バレーボール・卓球・ベルマークがあります。

入会は随時できます。また、新しいサークルを作ること可能です。

詳しくは P.T.A.細則をご覧ください。

5.その他

<1> 個人情報の取り扱いについて

光和小 P.T.A.における個人情報の取り扱いについては、「光和小 P.T.A.個人情報取扱規程」を確認してください。

個人情報取扱規程はこちら

<https://cms.nerima-tky.ed.jp/weblog/files/141/doc/91771/780278.pdf>

<2> アルミ缶回収について

学校の備品の修理・購入を補助するために、アルミ缶回収を行っています。

アルミ缶つぶし及び回収・・・年数回

また、校舎裏のリサイクル倉庫横のかごにいつでも入れられますので、お子さまに持たせてください。

<3> P.T.A.会費について

P.T.A.は保護者と教職員によって構成されている団体です。

P.T.A.活動を円滑に運営するために、会員の皆さまから会費を集めています。会費は、年間 1 家庭あたり 2,000 円です。

P.T.A.会費集金日以降の転入生については、次回より徴収します。

なお、会費の納入以降に転出・退会した場合、原則返金はいたしません。

<4> PTA 総合補償制度について

光和小学校 P.T.A.では「PTA 総合補償制度（PTA 団体傷害保険、PTA 賠償責任保険、生産物賠償責任保険）」に加入しています。事故、ケガなどが生じた場合、担当副会長まで連絡してください。なお、加入料は P.T.A.会費から支払われます。

【改訂履歴】

平成 26 年度	一部見直し
平成 27 年度	一部見直し
平成 28 年度	一部見直し
平成 29 年度	一部見直し
平成 30 年度	一部見直し
平成 31 年度(令和元年度)	一部見直し
令和 2 年度一部見直し	一部見直し
令和 3 年度一部見直し	一部見直し
令和 6 年度	規約の改定に伴う見直し ・行事委員会の追加 ・広報、教養委員長職廃止による見直し ・学年代表委員職廃止に伴う、学級委員長の役割追記 (学代の手引き廃止による。) ・個人情報の取り扱いについて追加
令和 7 年度	一部見直し